

【整備基準一覧】

公共的施設整備項目表（建築物） ●：整備する項目を表わす

公共的施設		1	2	3	4	5	6	7	8
		集会場等	児童福祉施設等	博物館等	銀行その他金融機関の店舗	電気、ガス、認定電気通信事業の店舗	公衆便所	郵便局等公益上必要な施設	国、地方公共団体等の事務の用に供する建築物
特定施設の規模		すべての施設	すべての施設	すべての施設	すべての施設	すべての施設	すべての施設	すべての施設	すべての施設
整備項目	整備基準の内容								
利用円滑化経路	①道等から利用居室等までの経路、②車いす使用者用便房から利用居室等までの経路、③車いす使用者用駐車場から利用居室等までの各1以上の経路は、通常の基準に加え、次の基準を満たし、経路上には階段又は段を設けないこと	●	●	●	●	●	●	●	●
出入口	有効幅の確保（80cm以上、直接地上に通じるものは90cm以上） 戸の仕様（自動開閉又は容易に開閉して通過できる構造、前後に高低差なし）	●	●	●	●	●	●	●	●
廊下等	有効幅の確保（120cm以上） 車いすが回転できる場所の設置 戸の仕様（自動開閉又は容易に開閉して通過できる構造、前後に高低差なし）	●	●	●	●	●	●	●	●
傾斜路	有効幅の確保（120cm以上） 勾配1/12以下（高低差16cm以下の場合1/8以下） 高低差75cm以内ごとに踊場の設置 立ち上がり又は側壁の設置	●	●	●	●	●	●	●	●
エレベーター	障害者等の利用に配慮したエレベーターの設置	●	●	●	●	●	●	●	●
その他の昇降機	特殊な構造又は使用形態の昇降機の設置	●	●	●	●	●	●	●	●
敷地内の通路	幅員の確保（120cm以上） 車いすが回転できる場所の設置 戸の仕様（自動開閉又は容易に開閉して通過できる構造、前後に高低差なし） 傾斜路を設ける場合 有効幅の確保（120cm以上） 勾配1/12以下（高低差16cm以下の場合1/8以下） 高低差75cm以内ごとに踊場の設置 立ち上がり又は側壁の設置	●	●	●	●	●	●	●	●
廊下等	表面の仕様（粗面又はすべりにくい材料による仕上げ） 点状ブロック等の敷設	●	●	●	●	●	●	●	●
階段	手すりの設置 主たる階段が回り階段でないこと 表面の仕様（粗面又はすべりにくい材料による仕上げ） 識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造の段 側面が壁でない場合の立ち上がりの設置 点状ブロックの敷設	●	●	●	●	●	●	●	●
傾斜路	手すりの設置 表面の仕様（粗面又はすべりにくい材料による仕上げ） 傾斜路の色と踊場及び廊下等の色が識別しやすい 点状ブロック等の敷設	●	●	●	●	●	●	●	●
便所	車いす使用者用便房の設置 車いす使用者に配慮した水洗器具の設置 車いす使用者用便房を設置している旨の見やすい表示 両側に手すりのある床置き等男子用小便器の設置 乳幼児用いす、乳幼児用ベッドの設置（用途面積2000㎡以上）及びその表示 オストメイト対応（用途面積2000㎡以上）及びその表示	●	●	●	●	●	●	●	●
浴室	脱衣場及び洗い場の出入口について、 有効幅の確保（80cm以上） 段差の解消 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸 脱衣場、洗い場及び浴槽における手すり等の適切な配置 操作が容易な水栓器具（1以上） 表面の仕様（滑りにくい材料による仕上げ） 洗い場の床面から浴槽の上端までの適切な高さ	●	●	●	●	●	●	●	●
更衣室及びシャワー室	更衣室及びシャワー室の出入口について、 有効幅の確保（80cm以上） 段差の解消 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸 脱衣場、洗い場及び浴槽における手すり等の適切な配置 車いす使用者用の更衣用区画及びシャワーの区画の設置 操作が容易な水栓器具 表面の仕様（滑りにくい材料による仕上げ）	●	●	●	●	●	●	●	●
客室	出入口について、 有効幅の確保（80cm以上） 段差の解消 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸 車いす使用者用便房の設置 車いす使用者の利用に配慮した浴室の設置 車いす使用者が円滑に利用できる室内の面積の確保	●	●	●	●	●	●	●	●
客席	車いす使用者用席の設置（有効幅85cm×奥行き110cm以上） 車いす使用者用席に至る通路について、 有効幅の確保（120cm以上） 高低差がある場合の傾斜路の設置	●	●	●	●	●	●	●	●
改札口及びレジ通路	有効幅の確保（80cm以上） 段差の解消	●	●	●	●	●	●	●	●
カウンター及び記載台	車いす使用者の利用に配慮した高さ 車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置	●	●	●	●	●	●	●	●
公衆電話台	車いす使用者用公衆電話台の設置（複数の公衆電話台を設ける場合） 公衆電話台に通ずる出入口について、 有効幅の確保（80cm以上） 段差の解消	●	●	●	●	●	●	●	●
案内設備等	利用居室等の配置を表示した案内設備等の設置 エレベーター、便所、駐車施設及び利用居室の付近に標識の設置 案内板等について 障害者、高齢者等に配慮した高さ、文字の大きさ等、必要に応じて図、記号又は外国語 必要に応じた点字等による表示 視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯の設置 インターホンの前方に水平スペースを確保	●	●	●	●	●	●	●	●
駐車場	車いす使用者用駐車施設の設置	●	●	●	●	●	●	●	●
敷地内の通路	表面の仕様（粗面又は滑りにくい材料による仕上げ） 段の構造（階段に準じる） つえ等の使用者の通行に支障のない構造の溝ふたの設置 傾斜路を設ける場合、 手すりの設置 傾斜路の色と通路等との色の識別	●	●	●	●	●	●	●	●
視覚障害者利用円滑化経路	視覚障害者誘導用ブロック又は音声等による誘導設備の設置 車路と交差する部分に近接する部分に点状ブロック等の敷設 段・傾斜がある部分の上端に接する部分に点状ブロックの設置 通信設備に近接する部分に点状ブロックの設置 視覚障害者が安全に通路を利用できるように敷地内通路と車路部分を分離 通信設備の位置及び通信設備がある旨を視覚障害者に示すための措置 案内設備の利用居室等の配置を視覚障害者に示すための点字表示等の対応	●	●	●	●	●	●	●	●
授乳場所 ※用途面積5,000㎡以上	円滑に授乳及びおむつ替えができる場所の設置 授乳用のいす及び乳幼児用ベッド 出入口又はその付近に授乳場所の表示	●	●	●	●	●	●	●	●
券売機	車いす使用者の利用に配慮した金銭投入口及び操作ボタンの高さ等 必要に応じた点字等による表示 券売機の前方又は横方向に水平スペースを確保	●	●	●	●	●	●	●	●

公共的施設整備項目表（公共交通機関の施設）

整備項目	整備基準の内容
公共交通移動等円滑化経路	床面に高低差のある場合傾斜路、エレベーター、エスカレーター、昇降機の設置
	出入口について、
	有効幅の確保（90cm以上）
	戸の基準（有効幅90cm以上、車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造）
	通路について、
	幅員の確保（140cm以上）
	戸の基準（有効幅90cm以上、車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造）
	照明設備の設置
	傾斜路について、
	幅員の確保（120cm以上）
	勾配の基準（1／12以内、高さが16cm以下の場合1／8以内）
	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置
	縁端部に立ち上がり（5cm以上）又は側壁の設置
	エレベーター及び乗降ロビーについて、
	建築物の「利用円滑化経路」の基準に準ずる
	かご内外の様子が互いに確認できる構造
	エスカレーターについて、
	上り専用・下り専用それぞれの設置
	表面及びくし板の仕様（滑りにくい仕上げ）
	昇降口において同一平面上に3枚以上の踏み段がある構造
踏み段の仕様（明度等の差を設け踏み段相互の境界を識別しやすいものとする）	
くし板の仕様（明度等の差を設けくし板と踏み段との境界を識別しやすいものとする）	
進入の可否の表示	
有効幅の確保（80cm以上）	
車いす使用者が円滑に昇降できる広さの確保及び車止めの設置	
通路等	表面の仕様（粗面又は滑りにくい材料による仕上げ） 段の構造（階段に準じる）
階段に代わりまたは併設する傾斜路	手すりの設置（両側） 表面の仕様（粗面又は滑りにくい材料による仕上げ） 明度等に差を設け傾斜部と周りとの境界を識別しやすいものとする
エスカレーター	音声による行き先及び昇降方向の通知
階段	手すりの設置（両側・端部に行き先を示す点字の貼り付け） 回り階段を設けない 表面の仕様（粗面又は滑りにくい材料による仕上げ） 明度等に差を設け踏面端部と周辺部分の境界を識別しやすいものとする つまづきにくい構造 立ち上がりの設置（側面が壁でない場合） 照明設備の設置 高さ300cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置
視覚障害者公共交通移動等円滑化経路	視覚障害者誘導ブロック、音声誘導等誘導設備の設置 エレベーター乗降ロビー、案内設備、便所、乗車券等販売所に至る経路への視覚障害者誘導ブロック等敷設 階段、傾斜路、エスカレーター上下端付近への点状ブロック等敷設
案内設備	文字・音声による運行情報提供設備の設置 移動等円滑化のための主要な設備、案内板付近への標識の設置 移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板等の設置（外部からの出入口付近） 標識、案内板等、避難用誘導灯は建築物の「案内設備等」の基準に準ずる
便所	音声・点字等により男女の区別、便所の構造を示す設備の設置 車いす使用者用便所の設置（建築物の「便所」の基準に準ずる） 男子用小便器は建築物の「便所」の基準に準ずる
乗車券等販売所、待合所及び案内所	公共交通移動等円滑化経路とを結ぶ通路の1以上について、「公共交通移動等円滑化経路」中「通路」の基準に準ずる通路の設置 出入口について、 有効幅の確保（90cm以上） 戸の構造（有効幅80cm以上、障害者、高齢者等が容易に開閉し通過できる構造、高低差の解消） カウンターの構造（車いす使用者に配慮した高さ、下部空間の確保） 聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備の設置、表示
券売機	券売機は建築物の「券売機」の基準に準ずる
休憩設備	障害者、高齢者等の休憩の用に供する設備の設置
改札口	有効幅の確保（80cm以上） 段差の解消 自動改札機について、進入の可否を識別しやすい方法で表示
プラットホーム	プラットホーム縁端と車両乗降口の床面の間隔はできる限り小さいものとする 排水のための横断勾配は1％を標準とする 表面の仕様（粗面又は滑りにくい材料による仕上げ） 転落防止のための設備（ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック、さく等） 文字・音声等により列車の接近を警告する装置の設置 照明設備の設置 車いす利用者が利用できる車両への乗降口の表示
バスターミナルの乗降場	表面の仕様（粗面又は滑りにくい材料による仕上げ） 視覚障害者の自動車用場所への進入を防止する設備の設置（さく、点状ブロック等） 車いす使用者が円滑に乗降できる構造
旅客船ターミナルの乗降用設備	車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造 有効幅の確保（90cm以上）

整備項目	整備基準の内容
	手すりの設置
	表面の仕様（粗面又は滑りにくい材料による仕上げ）
	波浪の影響による転倒等に配慮した視覚障害者誘導用ブロックの運用
	転落防止のための設備（点状ブロック、さく等）
	航空旅客ターミナル施設の保安検査場及び旅客搭乗橋
	門型の金属探知機による検査を受けられない利用者のための通路設置（有効幅90cm以上）
	聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備の設置、表示
	旅客搭乗橋について、
	有効幅の確保（90cm以上）
	搭乗橋縁端と航空機乗降口のすき間、段差を解消する設備の設置
勾配1/12以下	
手すりの設置	
表面の仕様（粗面又は滑りにくい材料による仕上げ）	
改札口の有効幅確保（80cm以上）	

※公共交通機関の施設とは、駅、バスターミナル、旅客施設及び空港等で建築物以外の部分をいう。

公共的施設整備項目表（道路）

整備項目	整備基準の内容
歩道等	舗装の仕様（平坦で滑りにくく、水はけのよい仕上げ）
	つえ等の使用者の通行に支障のない構造の溝ぶたの設置
	幅員の確保（歩道2m以上、自転車歩行者道3m以上）
	セミフラット式（歩道には縁石線。歩道は車道よりも5cm高。歩道の縁石は、車道より15cm以上高）
	横断勾配2%を標準
	縦断勾配5%以下（沿道の状況等により8%以下）
	歩道の巻込部及び横断歩道箇所の車道と接する部分（段差2cmを標準、区間の延長は1.5m程度）
	必要に応じた視覚障害者誘導用ブロックの敷設（周囲の路面と容易に識別できる色）
	車両乗り入れ部のうち平坦部の幅員確保（1m以上）
	横断歩道箇所における分離帯は、車道と同一の高さ（分離帯で滞留させる場合は段差2cmを標準）
横断歩道	横断歩道箇所における分離帯は、車道と同一の高さ（分離帯で滞留させる場合は段差2cmを標準）
横断歩道橋等	回り段を設けない構造
	表面の仕様（粗面又は滑りにくい材料による仕上げ）
	階段、傾斜路及びその踊場における両側への手すりの設置

公共的施設整備項目表（公園）

整備項目	整備基準の内容
園路及び広場	出入口について、
	有効幅の確保（120cm以上）
	車止め相互間の間隔の確保（90cm以上）
	水平面の確保（出入口からの水平距離150cm以上）
	段差の解消
	表面の仕様（粗面又は滑りにくい材料による仕上げ）
	通路について、
	幅員の確保（180cm以上）
	段差の解消
	縦断勾配（4%以下、地形の状況により8%以下）
	3%以上の横断勾配が30m以上続く場合は、途中に150cm以上の水平部分の設置
	横断勾配（1%以下、地形の状況により2%以下）
	路面の仕様（粗面又は滑りにくい材料による仕上げ、かつ平坦）
	排水溝の仕様（つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造の溝ぶた）
	縁石の切下げ部分（有効幅員120cm以上、縁石と通路面の段差2cm以下、すりつけ勾配8%以下）
	必要に応じた手すり設置
	階段について、
	両側への手すりの設置（端部付近に、階段を示す点字を貼り付け）
	回り段を設けない
	踏面（粗面又は滑りにくい材料による仕上げ、明度差等により段を識別しやすいものとする）
	段鼻の突き出し等つまづきの原因となるものを設けない
	側面が壁面でない場合、両側に立ち上がり部を設置
	階段への傾斜路または昇降機の併設
	階段や段に代わり、又は併設する傾斜路について
	幅員の確保（120cm以上）
	縦断勾配（8%以下）
	横断勾配を設けない
	路面（滑りにくい仕上げ）
	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置
	手すりの設置（両側）
	側面が壁面でない場合、両側に立ち上がり部（高さ5cm以上）を設置
	明度等の差により踊場や周辺部分と識別しやすいものとする
	さく、視覚障害者誘導用ブロック等による障害者、高齢者等の転落防止措置
下記各施設の1以上及びその他重要と認められる公園施設への接続	
屋根付広場	出入口の有効幅（120cm以上）
	段差の解消
	車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保
休憩所及び管理事務所	出入口について、
	有効幅の確保（120cm）
	段差の解消
	戸の基準（有効幅80cm以上、障害者、高齢者等が容易に開閉し通過できる構造）

整備項目	整備基準の内容
野外劇場及び野外音楽堂	カウンターは、車いす使用者の円滑な利用に適した構造
	車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保
	便所は下記「便所」の項に準ずる（床面、男子用小便器の項を除く）
	出入口は、上記「屋根付広場」の出入口に準ずる
	出入口、車いす使用者用観覧スペース、便所の間を構成する通路について、
	有効幅の確保（120cm）
	段差の解消
	縦断勾配（5%以下、地形の状況により8%以下）
	横断勾配（1%以下、地形の状況により2%以下）
	路面（粗面又は滑りにくい材料による仕上げ）
	さく、視覚障害者誘導用ブロック等による障害者、高齢者等の転落防止措置
	収容定員数に応じた車いす使用者用観覧スペースの設置
	便所は下記「便所」の項に準ずる（床面、男子用小便器の項を除く）
駐車場	車いす使用者用観覧スペースについて、
	有効幅（90cm以上）、奥行き（120cm以上）の確保
	段差の解消
	さくその他の設備による車いす使用者の転落防止措置
	全駐車台数に応じた車いす使用者用駐車施設の設置
	車いす使用者用駐車施設について、
	車いす使用者用駐車施設の出入口又は園路・広場までの距離ができるだけ短くなる位置に設置
	幅の確保（350cm以上）
	車いす使用者用駐車施設の表示
	車いす使用者用駐車施設の出入口又は園路・広場に至る通路について、
	表面の仕様（粗面又は滑りにくい材料による仕上げ）
	段の構造（階段に準ずる）
	排水溝の仕様（つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造の溝ふた）
幅員の確保（120cm以上）	
50mごとに車いすの転回できる場所を設置	
高低差がある場合に以下の傾斜路（または車いす使用者用特殊構造昇降機）を設置	
幅員の確保（120cm、段併設の場合90cm）	
勾配8%以内（傾斜路の高さが16cm以下の場合12.5%以内）	
高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	
勾配及び高さに応じ手すりの設置	
表面の仕様（粗面又は滑りにくい材料による仕上げ）	
縁端部に立ち上がり（5cm以上）又は側壁の設置	
周辺との明度等の差により段を識別しやすい仕上げ	
便所	床表面の仕様（滑りにくい仕上げ）
	男子用小便器は建築物の「便所」の基準に準ずる
	障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する
	出入口について、
	有効幅の確保（80cm以上）
	段差の解消
	戸の基準（障害者・高齢者等が容易に開閉して通過できる構造）
	車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保
	腰掛便座及び手すりの設置
	建築物の「便所」に定める基準の水洗器具の設置
標識の設置	
水飲場及び手洗場	障害者・高齢者等の円滑な利用に適した構造
	掲示板及び標識
改札口	改札口は公共交通機関の施設の「改札口」の基準に準ずる
	券売機
	券売機は建築物の「券売機」の基準に準ずる
	※公園とは、公園、緑地、遊園地、動物園又は植物園をいう。

公共的施設整備項目表（路外駐車場）

整備項目	整備基準の内容
駐車場	車いす使用者用駐車施設の設置
	車いす使用者用駐車施設について、
	幅の確保（350cm以上）
	立て看板等見やすい方法による表示
利用円滑化経路	出入口までの経路の距離ができるだけ短くなる位置に設置
	段差の解消（傾斜路併設の場合を除く）
	出入口の有効幅の確保（120cm以上）
	通路について、
	建築物の「敷地内の通路」の基準に準ずる
	幅員の確保（120cm以上）
	50mごとに車いすの転回できる場所を設置
傾斜路は建築物の「利用円滑化経路」及び「敷地内の通路」の基準に準ずる	